

第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会の名称は、第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 50 回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （１）育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関する事
- （２）関係機関及び団体との連絡調整に関する事
- （３）その他育樹祭の開催に必要な事項に関する事

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

（任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 13 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

（報酬及び旅費）

第 7 条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、秋田県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下実行委員」という。）をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関する事
 - (2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関する事
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総合企画委員会)

第9条 実行委員会に総合企画委員会を置く。

- 2 総合企画委員会は、委員長、副委員長、委員（以下「総合企画委員」という。）をもって構成する。
- 3 総合企画委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 総合企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 第6条及び第7条の規定は、総合企画委員会において準用する。
- 6 総合企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項で、特に必要と認められる事項に関する事
 - (2) 第8条第3項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の開催に必要な事項に関する事
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事
- 7 第8条第4項から第8項までの規定は、総合企画委員会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「総合企画委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「実行委員」とあるのは「総合企画委員」と読み替えるものとする。

8 前各号に定めることのほか、総合企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(専門部会)

第10条 総合企画委員会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会で決議した事項については、委員長の承認を得ることにより、総合企画委員会の決定とすることができる。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を秋田県農林水産部全国育樹祭推進室内に置く。

2 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 解散

(解散)

第13条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

第7章 補足

(補足)

第14条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

第50回全国育樹祭 秋田県実行委員会委員名簿

役 職	区 分	職 名
会 長	会長	秋田県知事
副会長	副会長	秋田県議会議長
		秋田県副知事
		公益社団法人秋田県緑化推進委員会理事長
委 員	県議会	秋田県議会農林水産委員会委員長
	国の機関	林野庁東北森林管理局長
	市町村	大館市長
		北秋田市長
		秋田県市長会会長
		秋田県町村会会長
	農林水産業 関係団体	秋田県森林組合連合会代表理事長
		秋田県木材産業協同組合連合会理事長
		秋田県山林種苗協同組合理事長
		一般社団法人秋田県森と水の協会会長
		秋田県素材生産流通協同組合理事長
		一般社団法人秋田県造園協会会長
		秋田県農業協同組合中央会代表理事長
		秋田県漁業協同組合代表理事組合長
	経済労働 関係団体	秋田県商工会議所連合会会長
		秋田県商工会連合会会長
		秋田県中小企業団体中央会会長
		一般社団法人秋田経済同友会代表幹事
	観光 関係団体	一般社団法人秋田県観光連盟会長
		公益財団法人秋田観光コンベンション協会理事長
	宿泊輸送 関係団体	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
		秋田空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長
		大館能代空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長
		東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長
		秋田内陸縦貫鉄道株式会社代表取締役社長
		公益社団法人秋田県バス協会会長
		一般社団法人秋田県ハイヤー協会会長
	教育 関係団体	秋田県小学校長会会長
		秋田県中学校長会会長
		秋田県高等学校長協会会長
		秋田県私立中学高等学校協会会長

別表第1（第4条関係）

役 職	区 分	職 名
委 員	県	秋田県総務部長
		秋田県企画振興部長
		秋田県あきた未来創造部長
		秋田県観光文化スポーツ部長
		秋田県健康福祉部長
		秋田県生活環境部長
		秋田県農林水産部長
		秋田県産業労働部長
		秋田県建設部長
		秋田県教育委員会教育長
		秋田県警察本部長
参 与	報道機関	株式会社秋田魁新報社代表取締役社長
		株式会社朝日新聞社秋田総局長
		株式会社毎日新聞社秋田支局長
		株式会社読売新聞社秋田支局長
		株式会社河北新報社秋田総局長
		株式会社産経新聞社秋田支局長
		株式会社時事通信社秋田支局長
		一般社団法人共同通信社秋田支局長
		株式会社日本経済新聞社秋田支局長
		日本放送協会秋田放送局長
		株式会社秋田放送代表取締役社長
		秋田テレビ株式会社代表取締役社長
		株式会社北羽新報社取締役社長
		株式会社エフエム秋田代表取締役社長
		秋田朝日放送株式会社代表取締役社長
		株式会社IBC岩手放送代表取締役社長

計62名

別表第2（第9条関係）

第50回全国育樹祭 総合企画委員会名簿

役 職	職 名
委員長	秋田県農林水産部森林技監
副委員長	秋田県農林水産部次長（林業担当）
委 員	秋田県総務部行政経営課長
	秋田県総務部秘書課長
	秋田県企画振興部総合政策課長
	秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課長
	秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課長
	秋田県健康福祉部福祉政策課長
	秋田県生活環境部県民生活課長
	秋田県農林水産部農林政策課長
	秋田県農林水産部林業木材産業課長
	秋田県農林水産部森林資源造成課長
	秋田県農林水産部森林環境保全課長
	秋田県産業労働部産業政策課長
	秋田県建設部建設政策課長
	秋田県建設部都市計画課長
	秋田県教育庁総務課長
	秋田県警察本部警備部警備課長
	大館市産業部林政課長
	北秋田市産業部農林課長
	公益社団法人秋田県緑化推進委員会専務理事